

社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬等について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

(役員等の報酬)

第3条 理事及び評議員に対しては、報酬は支給しない。

2 監事が監査を行った日に対しては、報酬として10,000円を支給するものとする。

(報酬の支給)

第4条 当該報酬は、役員等が指定する金融機関口座への振込によって支給するものとする。

(改正)

第5条 本規定の改正は、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。